

名取市ごみ集積所設備設置等補助金について

名取市では、ごみ集積所の鳥獣被害を防止し環境衛生の向上を図るため、町内会等が維持管理するごみ集積所へのごみ収容設備及びごみ集積ボックスの設置等に要する費用の一部について補助金を交付します。

※対象設備の購入、工事、修繕を行う前に補助申請の手続きが必要です。

■ 補助対象者

下記の要件を満たす町内会等となります。

- (1) ごみ集積所を適正に維持管理できる町内会等。
- (2) その他市長が交付することが必要と認めるもの

■ 補助金の交付対象経費

ごみ集積所設備設置等に要する経費となります。 ※下記の写真は一例となります。

ごみ収容設備の工事費、修繕費	ごみ集積ボックスの購入費、修繕費

ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 土地の取得または賃借に要する経費
- (2) 既存設備の解体、撤去に要する経費
- (3) 他の制度により助成等を受けている経費

■ 補助金額

補助対象経費（消費税含まず）の3分の2で、ごみ集積所1か所あたり10万円を限度とします。ただし、千円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額となります。

■ 受付開始日

令和6年4月1日から事前相談を開始します。

【問い合わせ先】

名取市生活経済部クリーン対策課クリーン対策係

TEL (724) 7161

ごみ集積所設備設置等補助金交付フローシート

